



発行 新潟県

第 18 号
令和4年3月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 207 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 208 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 209 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 210 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 211 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 212 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 213 令和4年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）
- 214 保安林の指定予定（治山課）
- 215 換地処分（農地整備課）
- 216 換地処分（農地整備課）
- 217 換地処分（農地整備課）
- 218 公共測量の終了通知（監理課）
- 219 公共測量の終了通知（監理課）
- 220 基本測量の実施通知（監理課）
- 221 道路の区域変更（道路管理課）
- 222 道路の供用開始（道路管理課）
- 223 道路の区域変更（道路管理課）
- 224 道路の供用開始（道路管理課）
- 225 道路の区域変更（道路管理課）
- 226 道路の供用開始（道路管理課）
- 227 道路の区域変更（道路管理課）
- 228 道路の供用開始（道路管理課）
- 229 道路の区域変更（道路管理課）
- 230 道路の供用開始（道路管理課）
- 231 道路の区域変更（道路管理課）
- 232 道路の供用開始（道路管理課）
- 233 道路の区域変更（道路管理課）
- 234 道路の供用開始（道路管理課）
- 235 道路の区域変更（道路管理課）
- 236 道路の供用開始（道路管理課）
- 237 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 238 都市計画事業の施行（都市整備課）
- 239 港湾管理者以外の者の料金変更（港湾整備課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

病院局管理規程

- 1 新潟県病院局企業職員の初任給調整手当の特例に関する規程（病院局総務課）

正 誤

令和4年3月1日付け県報第16号公告中（地域産業振興課）

告 示

◎新潟県告示第207号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 遠藤 弘良）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
三越タクシービル
新潟県長岡市柏町1丁目1番7号
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日（9月26日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月3日）衛生管理（6時間）
第3日（10月4日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
令和4年8月1日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 16,000円

◎新潟県告示第208号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 遠藤 弘良）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
 - (1) 講習会場の名称及び所在地
三越タクシービル
新潟県長岡市柏町1丁目1番7号
 - (2) 講習日程及び講習科目
第1日（9月26日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）

第2日(10月3日)衛生管理(6時間)

第3日(10月4日)衛生管理(6時間)

4 受講資格

令和4年8月1日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。

5 受講料

1人 16,000円

◎新潟県告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
エール薬局さんぽく店	村上市勝木1340-1	精神通院医療	令和4年3月1日
れんげ薬局 新潟新発田店	新発田市本町1-14-5	精神通院医療	令和4年3月1日

◎新潟県告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局長岡宮関店	長岡市宮関3-1-3	精神通院医療	令和4年3月1日
みなみ調剤薬局 荒町店	三条市荒町2丁目1-22	精神通院医療	令和4年3月1日

◎新潟県告示第211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
なの花薬局新発田店	新発田市本町1-14-5	精神通院医療	令和4年2月28日

◎新潟県告示第212号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
中川 崇	耳鼻咽喉科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457番地1	R4.3.1	第15条第1項の医師に指定した
中里 瑛	耳鼻咽喉科	上越総合病院	上越市大道福田616番地	〃	〃

令和4年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

1 実施する検定職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（焼結に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、FRP防水工事及び改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査（学科に係るものに限る。）、電子機器組立て、建築大工（学科に係るものに限る。）、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料	
	一般	在校生

園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、フラワー装飾、路面標示施工	17,300円	11,500円
婦人子供服製造	14,300円	9,500円

(イ) 2級及び3級

検定職種	受検手数料			
	25歳以上	25歳未満 (雇用保険 被保険者)	25歳未満 (雇用保険 未加入者)	在校生
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	17,300円	8,300円	17,300円	11,500円
婦人子供服製造	14,300円	5,300円	14,300円	9,500円

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「25歳未満」とは、令和4年4月1日現在において25歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。

注 (イ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者)をいう。

イ 実施期日

令和4年6月7日(火)から令和4年9月11日(日)までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和4年5月31日(火)に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種

については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	令和4年7月10日(日)
1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、塗装	令和4年8月21日(日)
1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作	令和4年8月28日(日)
1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 路面標示施工	令和4年9月4日(日)

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 受検手数料

エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和4年4月4日(月)から令和4年4月15日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種につ

いても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の受検手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

3級に係るものについては令和4年8月26日（金）に、その他の等級に係るものについては令和4年9月30日（金）に、新潟県ホームページで技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部職業能力開発課（令和4年度から雇用能力開発課）（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。

◎新潟県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市巾着田新田字城上311から313まで、314の1、314の2、317の2、318の2、320の1、320の3、321の1、323の1、324、325の1、325の3、325の6、329の2、333の1、333の2、335、337の1、345の2、353の1、354の1、355、358、359、360の1、360の2、361、362、369の1、371から373まで、373の2から373の4まで、373の6、373の8から373の11まで、375、376の2、376の3、377、377の2、378の1、379の1から379の4まで、379の7、380、380の1から380の4まで、380の7、380の10、382、383の2、383の3、383の5、384の1から384の3まで、385、387、389、字大クラ山346の1、字堂前367の1、368、字エボシ石390の1、390の4から390の15まで、京岡新田字大倉原471の1、中川字大倉734の2から734の4まで、734の21、734の23、734の27、734の95から734の100まで、734の104、734の105、734の108

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長岡市及び燕市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業潟地区（第2換地区）に係る換地処分をした。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第216号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業六箇地区(中条津換地区)に係る換地処分をした。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、魚沼市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業上原地区に係る換地処分をした。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第218号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、農林水産省北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
 - 2 作業期間 令和3年8月18日から令和4年2月28日まで
 - 3 作業地域 新潟市秋葉区、南蒲原郡田上町
-

◎新潟県告示第219号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査 精密水準測量)
 - 2 作業期間 令和3年6月21日から令和4年2月21日まで
 - 3 作業地域 上越市全域
-

◎新潟県告示第220号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点測量)
 - 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟市西蒲区、新潟市西区、新潟市秋葉区、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、岩船郡粟島浦村
-

◎新潟県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
 - 2 路線名 新潟村松三川線
-

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市船越字堤外5番1から 同市船越字堤外1番4まで	新	(A)6.0~19.0メートル	117.0メートル
五泉市船越字堤外5番1から 同市船越字堤外13番3まで		(B)6.5~50.0メートル	89.2メートル
五泉市船越字堤外5番1から 同市船越字堤外1番4まで	旧	6.5~19.0メートル	117.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 新潟村松三川線
- 2 供用開始の区間
五泉市船越字堤外5番1から同市船越字堤外13番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月8日

◎新潟県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広神小出線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市池平字古角371番1から 同市一日市字寄合623番6まで	新	3.4~20.0メートル	394.4メートル
	旧	3.4~11.8メートル	401.5メートル

◎新潟県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 広神小出線
- 2 供用開始の区間
魚沼市池平字古角371番1から同市一日市字寄合623番6まで

3 供用開始の期日 令和4年3月8日

◎新潟県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市八箇字中ノ沢壬3番66から	新	15.0～26.0メートル	112.8メートル
同市八箇字中ノ沢壬3番123まで	旧	11.0～19.0メートル	115.9メートル

◎新潟県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字中ノ沢壬3番66から同市八箇字中ノ沢壬3番123まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月8日

◎新潟県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大字青野字びやうそう1918番1から	新	10.3～23.4メートル	61.2メートル
同市三和区末野新田字西袋1702番1まで	旧	10.3～13.0メートル	61.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 404号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市三和区末野新田字西袋1702番1から	新	10.3～23.4メートル	61.2メートル
同市大字青野字びやうそう1918番1まで	旧	10.3～13.0メートル	61.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号と重用

◎新潟県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

1 路線名 一般国道 253号

2 供用開始の区間

上越市大字青野字びやうそう1918番1から同市三和区末野新田字西袋1702番1まで

3 供用開始の期日 令和4年3月8日

◎新潟県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 西飛山能生線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字西飛山字イタヒラ1856番3から	新	27.0～82.8メートル	143.9メートル
同市大字西飛山字ブドウ平1796番3まで	旧	7.2～77.8メートル	144.8メートル

◎新潟県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

1 路線名 県道 西飛山能生線

2 供用開始の区間

糸魚川市大字西飛山字イタヒラ1856番3から同市大字西飛山字ブドウ平1796番3まで

3 供用開始の期日 令和4年3月8日

◎新潟県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字上野字船木4157番3から 同市大字上野字船木4087番1まで	新	3.7～15.0メートル	125.8メートル
	旧	(A)3.7～14.4メートル	125.8メートル
		(B)2.5～12.0メートル	136.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上町屋釜沢糸魚川線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字上野字船木4157番3から同市大字上野字船木4087番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月8日

◎新潟県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市見立字岩込408番3から 同市見立字岩込408番3まで	新	6.8～35.3メートル	15.5メートル
	旧	6.8～35.3メートル	15.5メートル

◎新潟県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市見立字岩込408番3から同市見立字岩込408番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月8日

◎新潟県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市東鶴島字畑崎586番2から	新	25.0～31.3メートル	19.6メートル
同市岩首字畑ヶ崎1番2まで	旧	25.0～26.5メートル	19.6メートル

◎新潟県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市東鶴島字畑崎586番2から同市岩首字畑ヶ崎1番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月8日

◎新潟県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画市場（新潟市決定）
名称 2号 新潟植物地方卸売市場
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 十日町都市計画道路事業
(2) 名称 3・5・12号本町東線

2 施行者の名称

新潟県

3 事業施行期間

平成27年8月13日から令和6年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成27年北陸地方整備局告示第106号の事業地から字田川を除き、田川町1丁目を加え、田川町1丁目及び新座地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

◎新潟県告示第239号

港湾法（昭和25年法律第218号）第45条第1項の規定により、日本海曳船株式会社から曳船料率を令和4年4月1日から次のとおり改定する旨の届出があった。

なお、平成26年3月28日新潟県告示第501号は廃止する。

令和4年3月8日

新潟港港湾管理者

直江津港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟港・直江津港等曳船料金表

日本海曳船株式会社

基本料金（1時間30分当たり）

本船重量トン数	基本料金
5,000D/W未満	82,800円
7,000 "	104,300円
10,000 "	127,100円
20,000 "	173,200円
30,000 "	231,700円
40,000 "	295,400円
50,000 "	370,400円
50,000D/W以上	445,400円

付帯条件

- 作業1回の基本時間は、1時間30分とする。
- 1時間30分を超えた場合は、30分ごとに（30分未満は30分に切り上げる。）基本料金の30パーセント増しとする。
- 作業時間は、午前8時から午後5時までとし、時間外作業の割増料金は、午前5時から午前8時もしくは午後5時から午後10時までは基本料金の50パーセント増し、午後10時から午前5時までは100パーセント増しとする。
- 日曜日、祝日、特定休日の休日割増料金は、基本料金の50パーセント増しとする。
特定休日とは、海の日（7月の第3日曜日）、年末年始（12月31日～1月3日）をいう。
日曜日と祝日が重なったときは、翌日を休日とする。
- 荒天作業の割増料金は、基本料金の50パーセント増しとする。
荒天作業とは、風速10メートル以上（气象台表示風速の3割増を海上風速とする。）の天候における作業をいう。

- 6 冬期割増料金は、基本料金の30パーセント増しとする。(冬期割増期間を12月1日から翌年3月31日までとする。この期間は、荒天作業割増料金を付加しない。)
- 7 被覆外作業の割増料金は、港湾区域内においては基本料金(加算のある場合はこれを含む。)の20パーセント増しとし、港湾区域外においては基本料金(加算のある場合はこれを含む。)の50パーセント増しとする。
- 8 前記2項から7項までの割増料金が重複する場合は基本料金にそれぞれの割増率を乗じて割増料金を算出し、それらの金額を合算する。
- 9 取消料は、曳船出動準備後申込みを取消した場合に発生するものとし、それぞれの基本料金の30パーセント相当額とする。
- 10 時間外における待機料は、1時間につき、15,400円を付加する。
- 11 直江津港において曳船の作業要請を受けた場合は、新潟港からの回航料として251,900円のほかに回航船舶保険料の実費を付加する。

その他の港

新潟港から姫川港	337,200円
新潟港から柏崎港	195,800円
直江津港から柏崎港	109,500円
直江津港から姫川港	85,300円

- 12 基地港から回航後、曳船とめおき待機要請があった場合は、要請のあった日時から解除の日時まで1時間につき(1時間未満は、1時間に切り上げる。)9,900円を付加する。
- 13 本表に定めていない料金(海難救助作業、警戒船作業、デッドシップ曳船作業、危険作業等の特別料金等を含む。)は、予め船会社又は代理店と協定する。

消費税

本表の料金は、税抜き価格表示となっており内航船及び課税対象作業においては別途消費税相当額を加算する。

その他

曳船が基地から作業場所までの往復に要する時間及び本船側の都合による待機時間は、作業時間に算入する。

(注)「新潟港・直江津港等」とは、新潟港・直江津港・姫川港・柏崎港等をいう。

公 告

予算の公表について(公告)

令和4年2月25日新潟県議会において議決された令和3年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

令和3年度新潟県一般会計補正予算

令和3年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,117,957千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,570,017,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款	分担金及び負担金	千円 3,101,092	千円 3,736,675	6,837,767	
	第1項 分担金	978,101	1,174,848	2,152,949	
	第2項 負担金	2,122,991	2,561,827	4,684,818	
第9款	国庫支出金	208,173,532	70,272,319	278,445,851	
	第1項 国庫負担金	28,215,744	2,197,464	30,413,208	
	第2項 国庫補助金	176,555,241	68,074,855	244,630,096	
第11款	寄附金	493,396	22,000	515,396	
	第1項 寄附金	493,396	22,000	515,396	
第12款	繰入金	17,803,249	2,894,016	20,697,265	
	第2項 基金繰入金	14,061,170	2,894,016	16,955,186	
第13款	諸収入	321,120,858	156,947	321,277,805	
	第5項 受託事業収入	5,990,623	65,854	6,056,477	
	第6項 収益事業収入	2,331,793	91,093	2,422,886	
第14款	県債	250,750,000	29,036,000	279,786,000	
	第1項 県債	250,750,000	29,036,000	279,786,000	

歳 入 合 計	1,463,899,833	106,117,957	1,570,017,790

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第2款 総務費	第1項 政策費	千円 30,320,258	千円 473,639	千円 30,793,897	
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	8,431,244	599,729	9,030,973	
	第3項 環境企画費	2,817,903	532,229	3,350,132	
		575,599	67,500	643,099	
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	211,315,613	7,172,623	218,488,236	
	第3項 地域医療政策費	24,634,387	1,277,273	25,911,660	
	第4項 医師・看護職員確保対策費	9,319,647	507,367	9,827,014	
	第5項 高齢福祉保健費	1,837,795	100,000	1,937,795	
	第6項 健康対策費	41,629,952	107,256	41,737,208	
	第7項 生活衛生福祉費	5,215,172	160,992	5,376,164	
	第8項 障害福祉社費	4,393,613	84,254	4,477,867	
	第9項 子ども家庭費	21,699,904	3,900	21,703,804	
	第10項 感染症対策費	22,942,916	21,404	22,964,320	
			35,997,263	4,910,177	40,907,440
第6款 産業費	第1項 産業政策費	336,553,811	29,643,850	366,197,661	
		13,913,001	12,159,277	26,072,278	

	第2項 地域産業振興費	296,900,239	2,615,308	299,515,547
	第3項 創業・イノベーション推進費	2,560,288	132,000	2,692,288
	第4項 産業立地費	12,357,918	18,000	12,375,918
	第5項 観光費	10,822,365	14,719,265	25,541,630
第7款 農林水産業費		67,092,620	30,642,459	97,735,079
	第1項 農業総務費	3,357,411	13,360	3,370,771
	第2項 地域農政推進費	7,154,400	2,180,531	9,334,931
	第3項 農産園芸費	1,979,980	427,773	2,407,753
	第4項 農産普及費	3,534,647	15,000	3,549,647
	第7項 水産業費	2,709,127	366,055	3,075,182
	第8項 森林業費	12,336,155	2,648,437	14,984,592
	第10項 農地整備費	27,718,091	24,940,424	52,658,515
	第11項 農地計画費	1,162,384	50,879	1,213,263
第8款 土木費		135,452,969	34,300,716	169,753,685
	第2項 道路橋りょう費	57,547,493	17,096,268	74,643,761
	第3項 河川海岸費	21,773,931	8,725,383	30,499,314
	第4項 砂防費	15,354,996	4,635,372	19,990,368
	第5項 都市計画費	7,486,997	1,468,503	8,955,500
	第7項 交通策費	2,727,075	1,056,528	3,783,603
	第9項 港湾費	6,569,147	1,318,662	7,887,809
第9款 警察費		50,109,311	417,763	50,527,074

	第1項 警察 行政 費	46,102,730	80,795	46,183,525
	第2項 警察 行政 費	4,006,581	336,968	4,343,549
第10款 教 育 費		170,532,023	2,867,178	173,399,201
	第1項 教 育 総 務 費	8,430,645	18,015	8,448,660
	第2項 小 学 校 費	83,190,231	6,678	83,196,909
	第3項 高 等 学 校 費	44,952,509	2,298,910	47,251,419
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	17,806,353	536,575	18,342,928
	第6項 生 涯 学 習 推 進 費	307,115	7,000	314,115
歳 出	合 計	1,463,899,833	106,117,957	1,570,017,790

第2表 継続費補正 1 変更		款	項	事業名	補		正		前		補		正		後		
					総額	千円	年度	年割額	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額			
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	鵜川治水ダム事業費 (鵜川ダム事業費)			36,030,000	千円	15	千円	0	15	千円	0	15	千円	0		
							16	450,000	16	450,000	16	450,000					
							17	425,000	17	425,000	17	425,000					
							18	350,000	18	350,000	18	350,000					
							19	500,000	19	500,000	19	500,000					
							20	430,000	20	430,000	20	430,000					
							21	500,000	21	500,000	21	500,000					
							22	867,000	22	867,000	22	867,000					
							23	1,221,800	23	1,221,800	23	1,221,800					
							24	712,700	24	712,700	24	712,700					
							25	898,600	25	898,600	25	898,600					
			36,030,000		36,030,000												

第3表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	額
第2款 総務費	第1項 政 策 費	働き方改革におけるICTの活用推進費		473,639 千円
	第3款 県民生活・環境費	第2項 防 災 費	危機管理センター運用管理費	513,774
		原子力防 災 策 費	16,610	
第4款 福祉保健費	第3項 環 境 企 画 費	自然環境整備交付金事業費	67,500	
	第4項 医 師 ・ 保 護 職 員 費	医療人材確保のための臨床研修病院支援費	100,000	
	第5項 高 齢 福 祉 保 健 費	高齢者福祉施設等防災・減災設備等補助金	107,256	
	第6項 健 康 対 策 費	生涯を通じた女性の健康支援補助金	160,992	
	第7項 生 活 衛 生 費	飲食店における新型コロナウイルス感染症対策	84,254	
	第6款 産 業 費	第1項 産 業 政 策 費	感染症対策認証店舗設備導入支援費	99,277
		第2項 地 域 産 業 振 興 費	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業	12,060,000
新中小企業等総合支援費			2,615,308	
第3項 創 業 ・ イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	サテライトオフィス等整備支援費	132,000		

第7款 農 林 水 産 業 費	第4項 産 業 立 地 費	サテライトオフィス等企業進出支援費	18,000
	第5項 観 光 費	観光需要喚起緊急対策費	14,719,265
	第1項 農 業 総 務 費	農業委員会助成費	13,360
	第2項 地 域 農 政 推 進 費	農林水産業総合振興事業助成費	93,000
		経営構造対策事業助成費	1,361,350
	第3項 農 産 園 芸 費	水田麦・大豆産地生産性向上支援費	300,500
		園芸産地における事業継続強化対策補助金	8,389
		葉たばこ作付転換緊急対策補助金	88,310
	第4項 経 営 普 及 費	農作物鳥獣害対策補助金	18,074
		カーボンニュートラル新潟農業促進補助金	12,500
		多様な人材が活躍できる農業推進補助金	15,000
	第7項 水 産 業 費	県営水産生産基盤整備事業費	10,000
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	256,055
		県営漁港施設機能強化事業費	81,000

	市町村営漁港機能増進事業補助金	5,000
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	14,000
第8項 林業費	林道開設事業費	402,550
	民有林造林奨励補助金	200,152
	合板・製材・製材・集成材国際競争力強化対策補助事業	285,620
	復旧治山事業費	578,025
	緊急予防治山事業費	137,550
	防災林造成事業費	540,750
	保安林緊急改良事業費	21,000
	地すべり防止事業費	63,000
	緊急機能強化・老朽化対策事業費	247,590
第10項 農地基盤整備費	県営かんがい排水事業費	1,950,412
	県営ストックマメネット施設事業費	1,224,797
	県営農地防災排水事業費	689,518

県営灌漑水防除事業費	2,434,164
県営地すべり対策農地事業費	292,690
県営ため池等整備事業費	1,112,280
県営地盤沈下対策農地事業費	1,024,830
県営中山間地域総合農地防災事業費	133,712
国営附帯県営農地防災事業費	180,309
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	267,461
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業費	1,577,201
県営経営体育成基盤整備事業費	12,214,403
県営中山間地域対策事業費	765,712
団体営農道保全対策事業助成費	50,483
団体営農業集落排水事業助成費	36,045
防災・減災対策農業水利施設 点検・調査計画費	174,758
第11項 農地計画費	26,000

第8款 土木 費	第2項 道路橋りょう 費	地籍調査事業費	24,879
		道路改築費	1,833,188
		災害防除施設費	1,055,141
		交通安全施設費	227,796
		橋りょう補修費	518,134
		緊急地方道路整備費	9,991,842
		緊急地方道路整備費(街路)	241,500
		河川管理施設機能確保事業費	382,200
		総合流域防災対策情報基盤等整備費	84,000
		総合流域防災対策河川機能保全費	346,500
	第3項 河川海岸 費	広域河川改修費	2,531,550
		河川総合流域防災対策整備費	192,150
		河川災害復旧関連緊急事業費	756,000
		海岸高潮対策費	107,200

	海岸老朽化対策費	14,700
	河川総合開発事業費	51,150
	堰堤改良費	588,076
第4項	砂防費	878,072
	火防費	208,000
	砂防総合流域防災対策整備費	1,020,864
	地すべり対策費	1,189,864
	急傾斜地崩壊対策費	743,600
第5項	都市計画費	69,300
	街路事業費	867,948
	公園整備費(県単)	531,255
第9項	港湾費	240,000
	港湾施設改良統合補助事業費	150,000
	港湾海岸保全費	279,000

第9款 警 費	第1項 警 察 管 理 費	新型コロナウイルス対策整備費	80,795
	第2項 警 察 行 政 費	交通安全施設整備費	13,810
第10款 教 育 費	第1項 教 育 総 務 費	歩行者及び自転車の交通安全対策費	166,000
		道路標識重点補修費	157,158
		県立学校整備関係費	2,265
		公立幼稚園ICT環境整備支援費	15,750
	第2項 小 中 学 校 費	中等教育学校感染症対策等支援費	5,850
	第3項 高 等 学 校 費	県立高校ICT環境整備費	160,763
		全日制高校感染症対策等支援費	175,050
		定時制高校感染症対策等支援費	15,750
		高校大規模・耐震改修費	22,779
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	高校大規模・耐震改修費(県単)	21,371
特別支援学校感染症対策等支援費		77,400	
		特別支援学校大規模・耐震改修費	264,152

		特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)	87,004
合	計		86,465,231

第4表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金交付決定	令	和	4	年	度	48,000千円	
	県営漁港災害復旧工事請負契約	令	和	4	年	度	310,000千円	
	復旧治山事業工事請負契約	令	和	4	年	度	159,400千円	
	保安林緊急改良事業工事請負契約	令	和	4	年	度	1,000千円	
	地すべり防止事業工事請負契約	令	和	4	年	度	152,600千円	
	復旧治山工事調査委託契約	令	和	4	年	度	20,600千円	
	保安林緊急改良工事調査委託契約	令	和	4	年	度	7,000千円	
	地すべり防止工事調査委託契約	令	和	4	年	度	7,400千円	
	建設関係災害復旧工事請負契約	令	和	4	年	度	400,000千円	
	地すべり対策工事調査委託契約	令	和	4	年	度	56,500千円	

第5表 地方債補正 1 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費 国立・国定公園施設整備事業費	千円 8,000 23,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
合 計	31,000				

社会福祉施設整備事業費	346,000	381,000					
防災対策事業費	9,072,000	9,376,000					
地方道路等整備事業費	10,247,000	15,133,000					
交通安全施設整備事業費	475,000	577,000					
行政改革推進債	5,324,000	5,356,000					
合 計	250,750,000	279,755,000					

令和3年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和3年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 160,342	千円 22,129	千円 182,471
	第1項 国庫支出金	51,850	15,739	67,589
	第2項 財産収入	15,174	6,390	21,564
歳 入	合 計	160,342	22,129	182,471

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業費		千円 159,342	千円 22,129	千円 181,471
	第1項 事業費	77,382	22,129	99,511
歳	出	160,342	22,129	182,471
	合 計			

第2表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	20,629	千円
		県有林費	1,500	
合 計			22,129	

令和3年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業	収益	千円 4,099,013	千円 5,000	千円 4,104,013
	収益	4,012,245	5,000	4,017,245

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業	費用	千円 4,299,154	千円 5,000	千円 4,304,154
	費用	3,998,353	5,000	4,003,353

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資 本 的 収 入	千円 2,488,366	千円 21,780	千円 2,510,146
第2項	負 担 金 交 付 金	1,895,976	21,780	1,917,756

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資 本 的 支 出	千円 2,488,366	千円 21,780	千円 2,510,146
第1項	建 設 改 良 費	1,778,084	21,780	1,799,864

(他会計からの補助金)

第4条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を923,757千円に改める。

令和3年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,164,737千円は、当年度分損益勘定留保資金1,286,187千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額454千円及び当年度利益剰余金処分額878,096千円で補てんする。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	千円 5,717,658	千円 370,000	千円 6,087,658
第1項	企業債	1,949,000	76,300	2,025,300
第2項	国庫補助金	2,572,813	217,500	2,790,313
第4項	負担金	1,035,172	76,200	1,111,372

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 7,882,395	千円 370,000	千円 8,252,395
第1項	建設改良費	4,642,272	370,000	5,012,272

(企業債)

第3条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
流域下水道事業	千円 989,000	千円 1,065,300

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 (仮称) コメリPRO北長岡店
 所在地 長岡市川崎町字山崎602番地 外
 設置者 株式会社コメリ 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
 概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
 公告日 令和3年10月22日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
 意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
 - ・開店後の渋滞がひどくなり交通事故が起きるため、出店を望まない。
 - ・通学時間帯にトラックが出入りすることにより近隣中学校の生徒が危険であるため、出店を望まない。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
 令和4年3月8日から令和4年4月8日まで

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局企業職員の初任給調整手当の特例に関する規程を次のように定める。

令和4年3月8日

新潟県病院局事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の初任給調整手当の特例に関する規程
 (初任給調整手当の支給対象職員及び支給等の特例)

第1条 医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、病院局長が別に定める職員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第24条の5第1項及び第37条の2第1項の規定にかかわらず、令和4年9月30日までの間、初任給調整手当として3,800円を支給する。

(実施に関し必要な事項)

第2条 この規程の実施に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

正 誤

令和4年3月1日付け新潟県公告（特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見）中

ページ	行	誤	正
13	3	令和4年11月9日	令和3年11月9日